

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月25日

藤沢市長



藤沢市条例第20号

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表7の項中「470円」を「560円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。